

令和元年6月18日現在

機関番号：32601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K11979

研究課題名(和文) 年金「所有権」の確立過程に関する国際比較研究～アメリカ企業年金を基点として

研究課題名(英文) Emerging "Property Rights" in the World Pension Systems: Focusing the U.S. Private Pension Plans

研究代表者

吉田 健三 (YOSHIDA, Kenzo)

青山学院大学・経済学部・教授

研究者番号：80368844

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、第1にアメリカの401(k)プランおよび退職個人勘定(IRA)の普及過程を、年金における所有権の確立過程と捉え、そのことが単に個々人の生活への影響に止まらず、アメリカの退職後所得保障上の課題および政策構造を大きく変更させるものであることを明らかにした。第2に、近年の年金改革に関する国際的な動向を分析し、上記の所有権の導入を軸としたアメリカ・モデルの人工的な浸透過程であることを明らかにした。第3にこれらの分析を踏まえ、年金システムにおける「所有権」の普及の条件、およびこの現象が、年金の「個人化」だけではなく、政府による個人への介入手段を拡大する「社会化」でもあったことを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

20世紀の末より、世界各国では年金改革が繰り返され、今日なお大きな課題となっている。そこでは市場社会の中心的な観念である「所有権」の福祉国家領域への移植の試みが行われている。本研究では、アメリカを中心として世界の変化の動向を分析するものである。それは、学術的には所有権および年金を中心とした福祉国家の新たな諸側面を明らかにする意義があり、社会的には世界における年金改革を分析し、さらに構想していくための思考の枠組み、また留意すべき諸条件やその帰結に関する経験的知見を提供する意義を持っている。

研究成果の概要(英文)：The outcomes of this research project can be summarized into the following three points. First, growing of 401(k) plans and Individual retirement accounts(IRAs) is the evolutionary process of "property rights" in the U.S. pension systems, which affects not only U.S. retirement income security but also political structure, issues and players, for that area. Second, the "property rights" of pension developed in the U.S. private pensions have been spread to other countries, which is one of major aspects of the world's pension restructuring in the last three decades. Third, depth and width of the "property rights" penetrating in pension systems depend on socio-economic conditions as equipped in the U.S., or governmental support is required as in European countries, which indicates "socialized" of retirement security, where governments can intervene to personal retirement plans, as well as "personalized", where persons become more independent from employers and governments.

研究分野：社会保障論、社会政策論、財政学、アメリカ経済論

キーワード：アメリカ 所有権 年金システム 401(k)プラン 社会保障

1. 研究開始当初の背景

「所有権」は、今日の経済や社会を支えている重要な社会的制度の一つである。それは市場経済を中軸とする現代社会の要をなしている。その重要性は、古くは J. Locke や A. Smith、また R. Coase、D. North らを基礎とする新制度派経済学、S. Shavell らによる「法と経済学」、G. Mankiw のマクロ経済学、Milgrom & Roberts らの組織論の教科書、また開発経済学においても D. Acemoglu & J. Robinson, Why Nation Fail などにおいて繰り返し言及されている。一方で、所有権制度そのものは、今日の先進諸国においてあまりにも一般的であるため、所有権をめぐる実証的かつ歴史的研究は、排出権取引や知的所有権、旧社会主義国および移行経済に議論が集中していた。しかし、近年ではアメリカを中心に社会保障関連分野、年金や医療の分野においても所有権の枠組みを活用する方法が急速に普及し、浸透している。「後払い賃金説」に基づく企業年金規制、また個人勘定制度の発展がそれに当たる。それはまた、途上国や移行国、さらに 21 世紀以降は、日本やヨーロッパの主要国の年金システム改革においても導入されつつある。

こうした年金分野における所有権の普及現象は、単純な年金政策や制度設計に止まらず、社会における所有権の強化、その具体的問題、その世界的な拡大過程を分析する格好の素材である。しかし、各国の年金システムやその変化はあまりに複雑かつ多様であるため、「所有権」をめぐる経済学的な枠組みを機械的に適用することが極めて困難な領域でもある。各国の制度体系や判例レベルにおける具体的知見に基づき、かつ現状の逐次的解説ではなく、体系的または理論的にこの現象を捉える枠組みの構築は行われていない。このような状況を背景として、本研究は、アメリカの経験の起点として「所有権」の確立という観点から近年の年金システムをめぐる国際的な変化とその帰結に対してアプローチを試みる。

2. 研究の目的

本研究の当初の目的は、「所有権」の構築という観点から、アメリカをはじめ日中欧の年金システムの発展過程を分析し、その成立の条件、経済的な帰結および政策的論点を明らかにすることにある。「所有権」概念を年金の歴史分析に応用することで期待できる成果は、第 1 に政策研究として複雑で技術的な側面の強い社会保障の法的概念や制度、またそれに関する論点を体系化すること、第 2 に年金研究として国際比較に堪える枠組みを発展させること、第 3 に所有権研究の対象拡張を通じて公共経済学および法と経済学の理論や分析枠組みを豊富化することである。

申請者は、これまでアメリカを中心に年金発展史を研究し、2012 年には拙著『アメリカの年金システム』を上梓している。そこでは、受給権保護の論理の発展と作用という観点からアメリカの企業年金の諸側面と発展過程を明らかにしている。また、申請者はわが国や中国の年金の分析、さらに欧州を含む比較年金研究方法についても研究を重ねてきた。本研究は、これらの蓄積を踏まえ、さらなる分析を加え、普遍化を試みることで所有権理論の研究としての結実を目指すものである。

3. 研究の方法

申請当初に計画していた研究の方法や課題は、研究期間を経た現時点で、概ね以下 3 点に整理できる。

アメリカ国内の年金システムの発展、特に帰結と政策変化

米欧中の年金システムに関する国際的な動向と帰結

上記のプロセスと「所有権」概念との関連

これらの論点を究明するため、申請書に定められた計画を指針として、学術書、学術論文、関連の報告書や記事などの資料を精査するほか、当該論点の研究者やシンクタンク、また政策策定に関わる国際機関、世界銀行や IMF、OECD、EU、関連団体を訪問しヒアリングを実施した。

4. 研究成果

上記の 3 つの領域に沿ってそれぞれの成果を確認していきたい。

(1) アメリカ国内の年金システムの発展、特に帰結と政策変化

アメリカ年金システムにおける年金システムの所有権の発展を象徴する出来事は、2005 年に G.W. ブッシュ政権が提起した「オーナーシップ社会」の構想である。大統領は、ここで「所有する」仕組みが、単に個人の権利の拡大につながるだけではなく、人々を「アメリカの未来の利益共同者(stakeholder)」にすることを強調し、公的年金である社会保障年金の一部民営化(個人勘定化)を中心とした「オーナーシップ拡張」政策を提案した。もっとも、この具体的な政策自体は、国民に支持されることなく頓挫する。だが、ここで重要なのは、「オーナーシップ社会」が新たに創造されるべき彼岸の理想ではなく、すでにアメリカで広く実現している現実であったということである。すなわち、アメリカの年金システムでは第二階部分にあたる雇用主提供年金において 401(k)プランを中心とした確定拠出型年金が、また個人を対象とした制度として退職個人勘定(Individual Retirement Accounts: 以下「IRA」)が広く普及し、受け入れられていた。ブッシュ政権の構想は、こうした世界を新しく社会保障年金に拡大するものであった。

401(k)プランは次の二つの意味において、「所有権」の制度といえる。第 1 に、このプランの加入者は雇用主から受給権を与えられるのではなく、個々人の個人勘定に直接資産が与え、その資産運用や積立速度に選択権が与えられる。第 2 に、401(k)プランにおける投資信託への投資を通じて、加入者は広く世界やアメリカ経済の所有者として株式市場、さらにはいえばその企業活動の利益を享受し、その動向により直接の影響を受けることとなる。

こうした年金所有権の確立は、20 世紀末の 401(k)プランの普及に伴う新しい現象ではない。それは一方で、

それまで発展してきた「アメリカ・モデル」の年金システムの特徴を、より純化したものでもあった。第1に、アメリカの年金システムは、制度の適用義務を伴う公的な社会保障年金の役割を基礎的保障に限定し、契約に基づく稼得という性質により近い私的な企業年金が大きな比重を占める制度であり、またその稼得された給付約束を雇用主に対する被用者の債権として保護する受給権保護の枠組みが発達していた。401(k)プランにおける資産所有は、こうした権利保護をさらに完成させる側面を持っていた。第2に、アメリカの企業年金の領域では支払準備の外部積立およびその資産の運用体制が発達した。社会評論家のドラッカーは、年金資産による積極的な株式投資と保有は、アメリカ労働者による経済社会の所有をもたらす「見えざる革命」であると評価している。401(k)プランは、企業年金を通じた加入者の経済的所有、企業収益との連動関係をより直接的なものとするものであった。このように、アメリカ年金システムにおける所有権の発達は、伝統的な確定給付型年金における受給権保護および機関投資家としての発達を踏まえて、401(k)プランの普及によってさらに進む連続的な過程であったといえる。

アメリカ年金システムにおける所有権の浸透は、アメリカ国民の退職後生活にどのような影響をもたらしたのか。伝統的な確定給付型年金から401(k)プランへの移行がもたらす影響についてはいくつかの検証や試算が行われている。例えば、ボストン大学の Munnell, Hou, Webb, and Li (2017) や社会保障庁の発行物における Butrica, Iams, Smith, and Toder (2009) などでは401(k)プランの普及に伴う退職後所得保障の悪化が指摘される一方、Samwick, and Skinner(1998)(2004)などの研究や、EBRI による Vanderhei, J. (2019a)(EBRI)などでは401(k)プランの普及による退職後所得の改善が示唆されている。そもそも、その年金変化の帰結を評価することは非常に困難である。それは、年金プランはその長期の性質により、効果が現れるには時間がかかり、またシミュレーションによる検証を行う場合にも、その前提は想定される状況、文脈によって大きく変化するからである。ただ、下記「図表1. 65歳以上の世帯(個人)の経済状況」「図表2. 65歳以上の世帯の所得状況」が示すように、

少なくともこの30年の間において企業年金が占める役割の大きさ、高齢者の所得中央値や貧困率などの大幅な悪化を確認することはできない。一方で、EBRI の継続的な調査によれば、退職後の自信についてはやや悪化している。また、2000年のいわゆるネット・バブルの崩壊や2007年以降のサブプライムローン危機など株価下落には401(k)プラン加入者による資産の喪失が大きな注目を集めるようになった。企業年金のドラスティックな変化の影響は、総じて全体的な所得水準としては現れてはいないものの、その不確実性は高めている、と考えることができる。

401(k)プランの普及に伴う変化の一つとして、退職後所得保障に関する認識の変化、あるいは「問題の可視化」の効果を挙げることができる。今日のアメリカでは十分な退職後所得保障が行われていない、という指摘がしばしばなされている。もちろん、企業年金が民間労働者の半分しかカバーしておらず、また伝統的な確定給付型年金の時代にもこうした指摘は存在していたが、今日では不足額に関する指摘は以前より具体的なものとなっているように思われる。例えば、Vanderhei(2003)(2019)、Chen, Munnell, and Sanzenbacher(2018)、Ellis, Munnell and Eschtruth(2014)などでは、アメリカ国民が退職後の備えがどれだけ不足しているか、実際に算出されている。確定給付型の年金プランにおいては、将来の受給権の状況について具体的な算出が困難であったが、現在の資産額を主観的にも社会的にも明確に把握することが可能な401(k)プランの普及、すなわち年金分野における所有権の確立に伴う新しい現象と思われる。

401(k)プランの普及は、また退職後所得保障をめぐる政策・政治の構造そのものを大きく変化させる現象であった。すでに見たように伝統的な確定給付型年金をめぐる年金政策の大きなテーマの一つは、受給権保護である。これは、雇用主の被用者に対する約束の履行、およびそのための準備義務に関わるものである。いわば、ここで利害調整の中心的な軸となるのは労使関係である。また、政府は給付保証事業を行うことで、この契約関係に当事者として、関与することとなる。また企業年金への租税優遇措置は所得税の繰り延べ措置という形式をとるものの、直接的に現れるのは雇用主企業に対してである。一方、401(k)プランなどの確定拠出型の制度においては、労使関係が問題となるのは自社株投資および運用オプションなどいくつかの領域に限定され、基本的に労使間の権利関係は、拠出時点で簡潔している。ここで課題となるのは、401(k)プランのサービスを提供する金融機関と個人との関係の調整、さらに401(k)プランにおける租税優遇措置の恩恵はより加入者個人の恩恵として現れる。個人の選択を前提に個人に退職後生活に向けた準備をどのように促すか、ということとなる。すなわち、政策の軸となるのは個人と金融機関との関係、また個人への直接的なインセンティブの調整である。

図表1. 65歳以上世帯(個人)の経済状況

		1984	1994	2004*	2014
年間所得 中央値	家計全体	\$22,415	\$32,264	\$44,334	\$53,653
	高齢世帯(夫婦)	\$17,250	\$25,045	\$34,900	\$54,860
	対家計中央	77.0%	77.6%	78.7%	102.2%
	高齢世帯(単身)	\$6,690	\$10,405	\$17,611	\$19,656
	対家計中央	29.8%	32.2%	39.7%	36.6%
貧困率	全体の貧困率(個人)	14.4	14.5	12.7	14.8
	高齢者貧困率(個人)	12.4	11.7	9.8	10.0
	高齢者貧困率(夫婦)	-	4	4.5	5.0
	高齢者貧困率(単身)	-	13-20	16.2	16.4
年収1万ドル以下高齢世帯(%)		-	29	18	11.4
年収1万ドル以下高齢世帯(%)		-	60	49	34
相対的貧困率?					

*2004年の所得中央値(単身)は男性の値、女性は131,351ドル

出所)CPS、Income of the Aged, Poverty in the United Statesなどをもとに筆者作成

Source) CPS Consumer Income 1984, p.2

図表2. 65歳以上の世帯(unit)の所得状況

	受給世帯の割合		所得に占める割合			
	1984	2014	1984	2014		
	全体	全体	全体	第1五分位	第5五分位	
社会保障年金	91	84.2	38	33.2	80.7	15.4
資産所得	68	61.8	28	9.7	1.8	22.3
年金	38	43.8	15	20.9	3.0	14.0
稼得	21	26.8	16	32.2	3.0	45.2
その他	9	9.4	3	4.0	11.5	3.1

出所) Income of the Aged Chartbook 1996, 2014

このような政策構造の対比が明確に現れたのは、2006 年年金保護法である。同法はネット・バブルの崩壊によって浮き彫りになった企業年金の諸問題へ対応するものである。ここでは、株価下落という背景を共有しつつも、確定給付型年金においては積立基準等の規制強化、確定拠出型年金においては新しい自動加入措置、また投資アドバイスをめぐる規制緩和、さらに減税枠の確保という対照的な形で現れた。また、そこでは個人の行動に直接影響を与える行動経済学の知見が政治的にも大いに援用された。このような相違は、年金政策をめぐる政府の政策傾向がその政治状況によってだけでなく政策対象にも規定されることを示す好例といえる。

年金所有権の確立に伴う新たな政策環境において対立軸がより明確となったのは、オバマ政権期であった。「図表 3 . オバマ政権期の企業年金政策」に示されるように、同政権期には 401(k) プランの活用という共通の問題意識のもと、その租税優遇措置の分配のあり方、また個人の適用拡大、労働省による金融機関への規制など、様々な政策的な試みが提案され審議された。これらの試みの多くは実現しなかったものの、所有権を前提とした年金政治における「リベラル」が取りうる方向性、可能性およびその限界が見いだされる。

図表 3. オバマ政権期の企業年金政策

	オバマ政権の取り組み	財政負担の推計額 (10年間の合計)	(参考) ブッシュ政権期の関連政策
ミドルクラス報告の提言	①自動加入IRA	予算教書で提案 (毎年)※2	2006年年金保護法 自動加入401(k)の法整備 (雇用主:任意提供) (被用者:自動加入(任意脱退))
	②貯蓄者税額控除の強化	予算教書で提案 (2011年まで)	2001年減税で創設 (2006年年金保護法で恒久化)
	③401(k)プラン規制改革等	労働省通達 ・手数料開示ルール(2011) ・投資アドバイザーの 受託者義務(2016)	-
	④安全な投資商品	財務省「myRA」認可 (2015年)	-
その他	①401(k)やIRAの拠出上限	予算教書で提案 (2016,2017年度)	▲299.8億ドル (2017年-2026年)
	②パートタイム労働者への 退職プラン適用義務化	予算教書で提案 (2016,2017年度)	5.1億ドル (2017-2026年)

※1) 退職プランを提供していない雇用主
 ※2) 2011年より支援措置の追加
 出所:大統領予算教書ほか、各種資料より筆者作成。

(2) 米欧中の年金システムに関する国際的な動向と帰結

20 世紀末より、世界の年金システムは度々改革が繰り返され、変貌しつつある。その過程は、「アメリカ・モデル」の浸透過程として特徴付けることができる。すなわち、第 1 に年金システムにおける公的年金の再構築、第 2 に機関投資家としての年金基金の育成、第 3 に個人勘定の枠組みの浸透である。以下、それぞれについて見ていきたい。

第 1 の変化は公的年金の再構築である。20 世紀、先進工業国を中心とした世界各国では工業化に伴う社会変化と経済成長とともに年金システムを発展させてきた。しかし、少子高齢化、グローバル化に伴う競争激化、および経済成長率の傾向的低下とともに、そのシステムの持続可能性は大きく脅かされるようになった。かつての目標とした寛大な給付設計もまた変更を余儀なくされている。「図表 4 . 1980 年以降の主要国の公的年金改革」が示すように主要国（ここではフランス、ドイツ、日本、スウェーデン、イギリス、アメリカを指すものとする）では 20 世紀の末以降、公的年金改革が行われた。特にドイツ、イギリス、日本ではその頻度は高い。この過程において年金支給開始年齢の引き上げ、また給付算定式の変更が実施され、各国が目標とする年金給付水準の引き下げが図られた。一方、以前より、公的年金の役割を基礎的保障 (floor-of-protection) に限定し、「自由主義的」「残余主義的」と呼ばれてきたアメリカにおいては、公的年金改革は 1983 年以降 30 年間実施されていない。その結果、各国の目標年金水準がアメリカに接近するという現象が発生しつつある。何れにせよ、公的年金の果たしうる役割の限界が認識される中、私的年金の重要性が世界的に改めて認識されるようになった。

第 2 の変化は、機関投資家としての年金基金の育成である。すでに見たように、アメリカの年金システムの大きな特徴は私的年金における年金基金の発展、すなわち巨額の積立試算による株式投資、運用活動の展開である。ドイツ、フランス、また日本の退職金制度においては、私的年金においても賦課方式、また帳簿準備方式と呼ばれる内部積立が行われており、また資産の外部積立が行われる場合においても、資産構成に関する数量規制が存在していた。逆に、年金基金による株式投資が行われていたイギリスにおいては、適切な年金規制を欠く状態にあった。こうした状況の中、アメリカのエリサ法を暗黙の範として、年金積立および運営に関する規制環境を整備し、機関投資家としての年金基金の育成と発展が図られることとなる。日本はその典型の一つである。日本では、1990 年代の初頭のいわゆるバブル経済の終焉、および 1999 年の会計ビッグバンを契機として、企業の退職給付分野における年金積立、資産運用体制の整備が段階的に進められた。2001 年に確定給付年金法が定められ、公的年金と融合していた厚生年金基金、十分な規制のない適格年金の整理の受け皿として新しい確定給付年金が定められた。ドイツにおいても同様に、新しい制度が整備され、またイギリスでも現代的な企業年金規制の整備が進められた。「アメリカ・モデル」の年金基金の整備、育成への収斂圧力は、主要国自身の改革よりも、むしろそれ以外の国において顕著に現れた。例えば、世界銀行における年金改革マニュアル、OECD による私的年金に関する原則の制定、および EU における職域年金規制に

図表 4 . 1980 年以降の主要国の公的年金改革*1

	改革頻度	パラメトリックな変化						構造的な変化		
		代替率 (グロス)			満額支給開始年齢		保険料			
	回数	前年	2002	2012	変化	1990	2016 (予定年)	1990s	2015	
フランス	7	2014	52.9%	58.8%	5.9%	65 [Full Pension]	67 (2023)	16.45% (1994)	17.5%	一般機出税 (CGS)
ドイツ	9	2007	45.8%	42.0%	-3.8%	65	67 (2029)	18.6% (1995)	19.6	年金統合
日本	7	2016	50.3%	35.6%	-14.7%	60	65	13.58% (2003)	18.30%	基礎年金
スウェーデン	3	2009	64.8%	55.6%	-9.2%	67	65	18.66% (1994)	18.18%	最低保障 みなし確定拠出 個人勘定
イギリス	8	2014	37.1%	32.6%	-4.5%	65	68 (2046)	20.2% [最大] (1993)	18.7	最低保障年金 個人勘定 二階部分の廃止
アメリカ	1	1983	38.6%	38.3%	-0.3%	65	67 (2027)	12.4% (1980)	12.40%	なし

*1 年金給付や保険料全体のパラメーター、あるいは制度体系、財源を恒久的に変更するもの

*2 Replacement rate calculated in OECD (2005) and OECD (2013)

Source: Author's elaboration.

関する規制である。これらは、従来まで独自企業年金モデルを培ってきたドイツ・フランスを例外としつつ、原則としてはアメリカおよびアングロ・サクソン諸国で受け入れられてきた年金積立・規制モデルを是として、その共有を促すものであった。少なくとも企業年金の領域において、「大陸ヨーロッパ・モデル」は「アメリカ・モデル」と標準の位置を争うものではなく、地域的な一モデルの位置を占めているに過ぎない。

第3の変化は、個人勘定制度の変化である。この動きにおいて、先行したのは世界銀行の指導下にあった途上国および移行国と呼ばれる旧社会主義諸国であった。世界銀行はチリにおける年金改革をモデルとして、1994年に『高齢危機の回避』と題する報告書を提示する。それは、賦課方式を中心とする従来の公的年金の限界を強調し、私的年金とりわけ個人勘定制度の導入を強く推奨するものであった。これを契機として中国をはじめとした途上国・移行国の多くでは、公的年金の個人勘定化が推し進められていく。その理論的基盤となったのは、貯蓄や労働供給を重視するアメリカで発達したサブサライサイド経済学であった。世界銀行による、こうした年金指導のあり方については、各国際機関、さらにスティグリッツら世界銀行内部においても強い批判が行われ、その妥当性、特にその画一性については疑問視されている。しかし、21世紀以降、個人勘定の枠組みはむしろ主要国においても幅広く導入されていった。「図表5. 主要国における確定拠出年金の導入状況」が示すように、世紀の転換に前後して、日本における確定拠出年金法、ドイツのリースター年金、フランスのPERCO スウェーデンのプレミアム年金、イギリスにおけるステークホルダー年金など多くの主要国において、現代的な確定拠出の枠組みを持った年金制度が導入され、また強化されつつある。先に見たブッシュ政権における社会保障年金の一部民営化の試みもまた、このような個人勘定制度導入の大きな流れの一部と言える。

図表5. 主要国における確定拠出型年金の導入状況

	名称	実施年	形態
フランス	PERCO (PERS)	2003年改革 (2004年施行)	企業年金 (個人年金)
ドイツ	リースター年金 リュウリアン年金	2000年改革 (2002年施行) リュウリアン年金は2005年	個人年金
日本	確定拠出年金 (企業型、個人型)	2001年改革 (同年施行)	企業年金 (個人年金)
スウェーデン	プレミアム年金	1999年改革	個人年金 (公的年金)
イギリス	マネーパーチェス ステークホルダー年金 個人適格年金 NEST	1980年代適用除外認可 1999年改革(2001年施行) 2008年改革(2012年施行)	職域年金 個人年金 個人年金 個人年金
アメリカ	401(k) (IRA)	1981年認可 (IRAは1974年法)	企業年金 個人年金

(出所) 各種資料より筆者作成

このような所有権の確立を軸とした年金再編が各国の生活や経済にどのような影響を与えたのか。まず退職後所得保障の状況についていえば、残念ながら上記のアメリカにおける状況以上に、現時点においてそれを明確に示すことは困難である。経済的効果についても同様に、そのマクロ経済的効果はもちろん、貯蓄への影響自体についてもまだ明らかになっていない。ただ、少なくとも制度の黎明期といえる現在において各国における年金基金の形成の速度は相対的には遅く、世界の年金市場に占める割合において英米圏以外の諸国の急激な成長が確認されているわけではない。これらの影響については、各制度の成熟、またそれを踏まえた各国内での統計の整備や調査研究の発展が待たれる。

なお、個人勘定の導入を中心とした年金システムの世界的な再編傾向を、「アメリカ・モデル」の浸透過程と見ることに異論も予想される。第1に、それはアメリカ独自の現象というわけではない。例えば、世界における個人勘定の導入は、1980年代の初頭のチリに始まっているが、当時アメリカで401(k)プランが十分に普及していたわけではない。また、国際機関を中心とした年金規制をめぐる議論を始め、世界の年金改革の議論において、必ずしもアメリカが、またそこでの理念が模範として明確に認識されているわけではない。年金再編は、一見すると環境変化への純粋に技術的な対応の過程であるようにさえ見える。第2に、アメリカにおける現象はあまりに特殊である。日本における企業年金の縮小に現れているように、アメリカのような速度、規模における個人勘定の普及・浸透は自然に進行するものではない。また、主要国における個人勘定導入の経緯や内容はアメリカにおけるそれと大きく異なっている。そこでは、「オーナーシップ社会」の理念が語られることもなく、またその具体的な制度設計としても、政府による補助金、自動加入、公的年金体系への組み込みなどアメリカの401(k)プランのモデルとは細部において大きく異なっている。

それにも関わらず、報告者がここで世界の年金再編過程における「アメリカ・モデル」の影響力を強調するのは、それが精緻で模範的なモデルであるからではなく、アメリカにおける所有権の発達が前提となる年金産業、規制、思想、理論の発達を伴う自生的なモデルだからである。他国における年金再編は、この自生モデルを政策による再現、改善を図る「官製アメリカ・モデル化」の試みといえる。それゆえ、上記で素描したアメリカにおける経験は、年金分野における所有権発達の過程や歴史的条件、その影響力や帰結を観察する格好の素材であり、国際的な変化を念頭に置きつつ、今後さらに深く研究されるべき対象である。

(3) 上記のプロセスと「所有権」概念との関連に関する分析

世界の年金システムにおける年金所有権の確立は、従来の「所有権」の概念にどのような知見を加えるのか。上記のように、年金システムの変化の社会的・経済的影響や帰結が現れるまでには非常に大きなタイムラグがあるため、計量処理にせよ文献調査にせよ、研究期間が終了した現時点において新たな仮説を実証的に検証することは難しい。しかし、この研究プロジェクトを通じて得た知見として、年金所有権に関する次の2点を示し、その探求を今後の課題としておきたい。

第1に、年金分野における所有権の発展と浸透をめぐる歴史的条件である。年金所有権が自生的に発展したアメリカにおいては、伝統的な確定給付型年金における年金産業の発展、関連規制の発展、そもそもの金融市場の構造や株価の持続的な高騰傾向など様々な条件が醸造されていた。少なくともそれは、伝統的な企業組織など従来の制度の崩壊によって自然に生まれ、発展するものではない。他の主要国における、様々な先進的な政策的試みや公的な支援措置は、すなわちヨーロッパにおける「官製アメリカ・モデル」という試みは、むしろこうした条件の欠如を補完する側面を持っていたと考えられる。

第2に、年金所有権がもたらす社会的、政治的帰結である。一般に、所有権は現代の市場社会の中核をなす制度として、個人および自由との関わりにおいて理解される。実際、年金分野における個人勘定の浸透は、個人の選択の権利とそれによる自己責任の拡大の試みであると言える。しかし、一方でそれは、従来の雇用関係からの独立の過程であると同時に、金融機関あるいは租税優遇措置を提供する国家と個人との関係をより直接的なものとする。すなわち、上記の で示したように、所有権の確立に伴い政策課題、さらにその手段やそもそもの争点の軸自体が大きく変更している。特に、個人所有権の確立と同時に、個人の行動を誘導する行動経済学の知見が注目され、401(k)プランの改善のため政策的に活用されたという事実は、所有権の性質、さらには21世紀における自由主義のあり方を考える上で非常に重要な意味を持つと思われる。また、ヨーロッパにおいては、「官製アメリカ・モデル」として、個人所有権の枠組みを前提に政府の規制、義務化、補助などが展開されている。一方で、401(k)プランの普及に伴い、国民の退職後所得保障上の問題はより明確に可視化されるようになった。現在、アメリカにおいて401(k)プランをめぐる政策は規制緩和を中心に展開されているものの、ヨーロッパ型で実現した規制強化、補助もまた政策的焔上に上がることもある。すなわち、年金分野における個人所有権の確立は同時に国家における政策的介入の技術的な可能性を高めるものである。この所有権がもたらす「社会化」の側面は、個人の自由あるいは所得保障の強化のあり方を大きく変更させる可能性があり、世界における再編傾向は今後も注視される必要があると考える。

【参考文献】

- Butrica, B., H. Iams, K. Smith, and E. Toder (2009), The Disappearing Defined Benefit Pension and Its Potential Impact of the Retirement Incomes of Baby Boomers., *Social Security Bulletin*, Vol. 69, No.3.
- Chen, A., A. Munnell, and G. Sanzenbacher(2018), “How much Income do retirees actually have?”, *Center for Retirement Research at Boston College Issue Brief*, Number 18-20
- Ellis, C., A. Munnell, and A. Eschtruth(2014), *Falling Short*, Oxford Univ. Press.
- Gotbaum, J., (2016), “Losing ground: Little reason to celebrate 10th anniversary of the Pension Protection Act”, *Pensions & Investment*, August 25, 2016
- Hacker, J. (2006) *Great Risk Shift*, Oxford Univ. Press.
- Munnell, A., and A.Sunden (2004), *Coming up Short*, Brookings Institution Press.
- Munnell, A., W. Hou, A. Webb, and Y. Li (2017), “How has the shift to 401(k) plans affected retirement income?”, *Center for Retirement Research at Boston College Issue Brief*, Number 17-5
- Samwick, A., and Jonathan Skinner(1998), “How will Defined Contribution Pension Plans Affect Retirement Income?”, *NBER Working Paper*, No.6645.
- Samwick, Andrew, A. and Jonathan Skinner. (2004), “How will 401(k) Pension Plans affect retirement income?”, *American Economic Review*, 94(1):329-343.
- Vanderhei, J. (2019a), “How Much Would It Take? Achieving Retirement Income Equivalency Between Final-Average-Pay Defined Benefit Plan Accruals and Automatic Enrollment 401(k) Plans in the Private Sector”, *EBRI Issue Brief*, No.473.
- Vanderhei, J. (2019b), “Retirement Savings Shortfalls: Evidence From EBRI’s 2019 Retirement Security Projection Model”, *EBRI Issue Brief*, No.475.
- Vanderhei, J., and C. Copeland (2003), “Can America Afford Tomorrow’s Retirees: Result from the EBRI-ERF Retirement Security Projection Model”, *EBRI Issue Brief*, No.263.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

Kenzo Yoshida, (2018), “The Stability of Social Security in the United States: The Need for a Durable Institutional Design”, *Journal of Social Policy*, Cambridge University Press, Volume 47, Issue 2, April 2018, pp. 397-415. 【査読付】

吉田健三、「国際機関における私的年金規制論 ～OECD 勧告と世銀評価指標における『アメリカ化』、『青山経済論集』、第 69 巻第 2 号、2017 年 9 月、33-74 頁。【査読無】

吉田健三、「企業年金規制の国際比較研究 ～エリサ法を起点として」、『國學院経済学』、第 65 巻 第 3・4 号合併号、2017 年 3 月、139-174 頁。【査読無】

〔学会発表〕(計 2 件)

吉田健三、「アメリカ型福祉国家における公的年金と民間年金」

アメリカ学会 第 51 回年次大会 2017 年 6 月 3 日(土)、6 月 4 日(日)、早稲田大学

吉田健三、「企業年金規制の国際比較～アメリカのエリサ法の影響力」

社会政策学会 第 133 回(2016 年秋季)大会 2016 年 10 月 15 日(土)、16 日(日)、同志社大学

6. 研究組織

研究代表者のみ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます